令和９年度　（新規・継続用）

子ども・子育て支援新制度　２号・３号認定用

教育・保育給付認定申請等について

和木町立和木こども園や、他市町村の保育所等（以下、「こども園等」といいます。）を新規利用及び継続する方を対象とした、手続き等に必要な書類等について記載しています。下記内容をよく読んで、申請してください。

申請ができる方は以下に該当する世帯です。

・和木町に居住している（住民票がある）

・保護者が「保育を必要とする理由」のいずれかに該当する

※和木町以外にお住いの方の申請につきましては、お住いの自治体の保育担当課等にお問い合わせください。

１．教育・保育給付認定申請及び現況届等について

こども園等を利用予定又は利用中の方で４月からの利用に必要な手続きになります。
継続利用の方は、年１回申請書等の提出が必要であり、法律で定められております。

書類番号	必要な書類	注意点
番号１	こども園等利用（変更）申込書	利用希望園は、欄外に追加して記入していただいてもかまいません。
番号２	教育・保育給付認定・現況届申請書	**裏面も忘れずに**ご記入ください。
番号３	教育・保育給付等認定理由申立書	求職活動中の方は氏名欄にもご記入ください。 （きょうだい同時申請の場合は、１部提出で可）
Ａ	就労証明書等、保育を必要とする事由を証明する書類	※世帯の状況により必要な書類が異なりますので、次の表をご確認ください。 （きょうだい同時申請の場合は、１部提出で可）
番号４	マイナンバー記入表	必要事項をご記入の上、同意していただければ、システムより閲覧します。同意されない場合は、記入表裏面に添付書類の貼付が必要となります。

Ａ　就労証明書等、保育を必要とする事由を証明する書類

保育を必要とする理由 (保護者等の状況)	必要な書類
雇用されている方 自営業の方	「就労（予定）証明書」 ・雇用主による直近の就労証明が必要です。 ・証明日の記入が必要です。 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。 ・読み取れないものに関しては、会社に確認をします。 ・**変則勤務の方はシフト表やスケジュール申告書等**の提出が必要です。
	※自営業の方はスケジュール申告書及び別途「自営を証明するもの」（営業許可証・開業届）又は「収入を証明するもの」（前年度の確定申告書の写し）が必要となります。
雇用が内定している方	「就労証明書」※予定で記入してもらってください。 ・雇用主による、採用予定日と、週ごとの就労予定日数等の証明が必要です。
保護者等が病気のとき	診断書（保育が困難な状況・疾病名・期間が記載されたもの）
保護者等に障害があるとき	障害者手帳の写し（手帳番号･本人欄･障害名が確認できる部分）
病人や要介護者を介護しているとき	・病人の診断書、又は要介護状態がわかるもの ・スケジュール申告書
保護者等が学校に通っているとき	・在学証明書、又は有効期間が入っている学生証 ・時間割のわかる資料
産前産後	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できる部分）
災害復旧	災害の復旧にあたっていることを証するもの（り災証明書）
求職中	

【利用申込時の注意事項について】

※ 保護者等の状況ごとに必要な書類をご提出ください。

※ 必ず、〆切日までにすべての添付書類を揃えて提出してください。〆切日時点での提出書類で利用調整を行うため、不足書類があった場合、利用調整上で優先順位が低くなることがあります。

※ 証明書類の提出がない場合は、求職中と同様（認定有効期間が 90 日）の取扱いとなります。

※ 和木こども園の０歳児クラスは、生後８ヶ月から対象となります。
（受け入れ可能月齢は、施設により異なります。）

2．申請期限及び申請書の提出先について

町外施設もあわせてご希望の方は〆切が異なりますのでご注意ください。

《申請期限》

●和木こども園をご希望の場合【提出先：和木こども園】

■新規利用申請の方　**令和９年１月４日（月）～令和９年１月２９日（金）まで**

＊和木こども園と合わせて町外の施設を申込される場合は、下記「町外の施設をご希望の場合」の受付期間内に、教育委員会事務局にご提出ください。

＊利用開始希望日にかかわらず、令和９年度中に利用を希望される方はこの申請期間内にご提出ください。

■継続利用申請の方　**令和８年１２月２５日（金）まで**

●町外の施設をご希望の場合【提出先：教育委員会事務局（文化会館１階）】

■新規利用申請の方　**令和８年１１月２４日（火）～令和８年１２月２５日（金）まで**

■継続利用申請の方　**令和８年１１月２４日（火）～令和８年１２月１８日（金）まで**

＊新規の方と継続の方とで期限が異なりますのご注意ください。

《申請期限後（令和９年１月３０日以降）に申請される場合の申請期限》

●和木こども園をご希望の場合【提出先：和木こども園】

利用開始希望日の前月１０日まで（１０日が土・日・祝日の場合は、その前日まで）

＊和木こども園と合わせて町外の施設を申込される場合は、下記申請期限までに、教育委員会事務局にご提出ください。

●町外の施設をご希望の場合【提出先：教育委員会事務局（文化会館１階）】

利用開始希望日の前々月末日まで（末日が土・日・祝日の場合は、その前日まで）

＊令和９年１月２９日までに提出されたもので行う入所協議（利用調整）の対象にはなりません。

＊入所協議（利用調整）は利用開始希望日にあわせて実施します。

全国の教育・保育施設検索サイト「ここ de サーチ」で、お近くの施設を検索できます。

（サイトの検索方法）「ここ de サーチ」または「WAMNET（ワムネット）」で検索。

（ホームページアドレス）　https://www.wam.go.jp/kokodesearch/

（ＱＲコード）

3．保育の必要性を認定する基準

「保育標準時間」は、１日 11 時間までの枠の中で必要とする保育を利用できます。

「保育短時間」は、１日８時間（和木こども園は午前８時～午後４時）の枠の中で必要とする保育を利用できます。保護者の状況により異なりますが、例えば就労していれば、就労時間と通勤・送迎

にかかる時間を踏まえて、利用される園が定める短時間の時間帯を恒常的に超えて保育が必要と認められる場合は、標準時間で認定されます。

保育を必要とする理由（保護者の状況）		保育標準時間	保育短時間
1	月 48 時間以上の就労	恒常的に 短時間の時間帯を超えて 保育が必要と認められる場合	○
2	妊娠・出産	○	○
3	疾病・負傷・障害	○	○
4	介護・看護	○	○
5	災害復旧	○	○
6	求職活動	✕	○
7	就学・職業訓練	○	○
8	虐待・DV	○	○
9	育児休業時の継続利用	✕	○
10	市町村認定	○	○

※ 和木こども園の時間区分

■保育標準時間

【月曜日～金曜日】午前７時３０分～午後６時３０分（延長保育：午後７時まで）

【土曜日】　　午前７時３０分～午後５時　　（延長保育：なし）

◎標準時間の延長保育利用は、１歳児クラスからとなります。

■保育短時間

【月曜日～金曜日】午前８時～午後４時（延長保育：標準時間の範囲内）

【土曜日】　　午前８時～午後４時（延長保育：標準時間の範囲内）

４．教育・保育給付認定の有効期間

認定区分	保護者の状況	有効期限
１号認定	―	小学校就学の始期に達するまで
２号認定 ３号認定	就労	小学校就学の始期に達するまで
	妊娠・出産	保護者の出産予定日から起算して産前８週の属する月の初日から出産予定日の８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※期間の末日までに小学校就学の始期に達する場合は、その時まで
	疾病・負傷・障害	小学校就学の始期に達するまで
	介護・看護	小学校就学の始期に達するまで
	災害復旧	小学校就学の始期に達するまで

	求職活動	**効力発生日から起算して、９０日を経過する日が属する月の末日まで** ※期間の末日までに小学校就学の始期に達する場合は、その時まで
		※**【利用中の方】**求職活動が９０日を超える場合は、継続利用の選考を行います。認定期間中に、求職活動をおこなったことが分かる書類をご提出ください。選考結果によっては退園していただく場合があります。
	就学・職業訓練	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで ※期間の末日までに小学校就学の始期に達する場合は、その時まで
	虐待・DV	小学校就学の始期に達するまで
	育児休業時の継続利用	事由に該当するものとして認めた事情を勘案して町が定める期間：**原則１歳半まで**（ただし、育児休業の対象となる児童がこども園等に入園できず、育児休業を延長する場合は、最長で育児休業の対象となる児童が満２歳に達する日の属する月の末日まで）
	市町村認定	事由に該当するものとして認めた事情を勘案して町が定める期間

５．決定通知書等の送付について

こども園等の新規利用の方については、教育・保育給付認定通知書及び入園・入所承諾書を３月上旬に送付します。

保育利用料については、４～８月分は４月中に、９～３月分は９月中に通知予定です。

６．教育・保育給付認定申請及び利用料に関するお問合せ

教育委員会事務局（５３－３１２３）

※お電話での利用料のお問合せについては、お断りしております。本人確認書類（マイナンバーカード等顔写真入り）を教育委員会事務局に持参していただければ、試算することが可能です。

※転出や、退園の際は、教育・保育給付認定証の返還をお願いします。教育・保育給付認定通知書の場合は返還不要です。

こども園等入園提出書類チェックシート

２号・３号（教育・保育を必要とする方）

□	こども園等利用（変更）申込書			番号１
□	教育・保育給付認定・現況届申請書（２号・３号認定用） ※裏面の記入も確認			番号２
□	教育・保育給付等認定理由申立書 ※求職中の方は氏名欄にも記入が必要			番号３
保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）		A	父	母
会社勤務の方	就労（予定）証明書		□	□
	スケジュール申告書（夜勤等変則シフトの方のみ必要）		□	□
自営業の方	就労（予定）証明書		□	□
	スケジュール申告書		□	□
	自営を証明するもの（営業許可証・開業届）または 収入を証明するもの（前年度の確定申告書の写し）		□	□
出産（予定）の方	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日のページ）		＊	□
病気の方	診断書（保育困難なことが記載されているものに限る）		□	□
障害のある方	障害者手帳の写し		□	□
家族等の介護をしている方	介護を受けている方の診断書、障害者手帳 介護保険証等の写し		□	□
	スケジュール申告書		□	□
就学中の方	在学証明書		□	□
	時間割		□	□
災害	罹災証明書		□	□
□	マイナンバー記入表 ※同意欄にチェック☑をしてください。			番号４

※番号４については、新規申請の方のみ提出してください。継続申請の方は必要ありません。